



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

熊本大学の小川久雄新学長の不正行為について
(情報提供書)

熊本大学新聞社 御中

令和3年4月28日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

情報提供人 代表 多田 雅史



代 表

多田 雅史



Registered trademark (R)
「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所

事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428

E-mail : crosstada2@vesta.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

前略

当会は、2017年11月に設立され、400名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。

当会が、今回、熊本大学新聞社に対して、情報提供する目的は、令和3年度から熊本大学に着任した小川久雄新学長が、前任職の国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「国循」という）の理事長として、多くの不正事件を生じさせたにもかかわらず、一切の責任を部下の当事者に押し付けたまま、貴大学の学長として栄転した事態に対して、①国循の不正事件をお伝えすること及び②不正事件の責任者でありながら栄転したことについて、当会は監督行政庁に抗議した事実をお伝えすることにあります。

当会は、小川久雄氏が、それらの不正事件の責任者でありながら、荣誉ある熊本大学の新学長に就任したことは、熊本大学の不名誉であり、引いては、熊本県民の恥というべきものと考えます。

以下、①国循の不正事件及び②監督行政庁に抗議した事実について、記載します。



1. 国立循環器病研究センターの不正事件

(1) 国循の刑事事件の有罪確定及び倫理審査委員会の不正事件

ア 国循は、資料1の「国立循環器病センター入札不正事件 元部長らに有罪判決」のとおり、病院幹部の刑事事件の有罪判決があり、その後、資料2の「官製談合の国循元部長に2審も有罪判決 大阪高裁」のとおり、贈収賄事件の刑事事件の有罪が確定している。

イ 国循は、資料3の「倫理委通さず研究、論文投稿の不正行為 国立循環器病研究センター」のとおり、内部の倫理審査委員会を通さず研究を実施し、論文を投稿した不正が2件あり、論文撤回の手続きを進めており、研究に携わった小児科の男性医師の処分が検討されている。このほか、国循には、国の指針が定める手続きを怠った研究が2013年以降、156件あることが分かり、国循の小川久雄理事長は同日、記者会見を開いて陳謝している。

ウ 国循は、資料4の「国立研究開発法人国立循環器病研究センター 平成30事業年度業務実績評価書」のとおり、被控訴人の最新の平成30事業年度業務実績評価書は、令和元年8月1日に開催された国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会で評価が決定されている。評価書の2頁の被控訴人の評価は「B」であり、評定の理由は「厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出し、観察研究に係る研究倫理指針不適合事案や電気事業法に基づく立入検査といった法人全体のマネジメント不備があったことを勘案した結果、B評定とした。」(B評価は5段階：S、A、B、C、D)の中間)とされており、法人全体に対する評価には、「法令遵守等内部統制の適切な構築については、観察研究に係る研究倫理指針不適合事案への対応や電気事業法に基づく立入検査への対応といった事案があり、一層の改善が必要である。」とされている。すなわち、国循は法令遵守等が適切になされていない研究及び医療法人であるとされている。

(2) 国循に所属の医師による不正論文及び三重大大学の贈収賄事件

ア 国循に所属する野尻医師による不正論文について、資料5から9のとおり、肺がん治療の論文データに捏造が見つかり、国の先進医療が中止されている。

イ 国循に20年間所属していた医師で、元三重大教授の亀井医師は、資料10の「三重大医学部付属病院の元教授 第三者供賄の疑いで逮捕」及び資料11の『華麗な経歴「カリスマ」 三重大元教授逮捕、資金集めに疑問も』のとおり、医療機器メーカーとの第三者供賄で逮捕されている。



(3) 国循の「病院機能評価事業」の認証を停止

ア 国循は、資料1から11の不正行為により、公益財団法人日本医療機能評価機構が、資料12の「病院機能評価認定に関する運用要領」に従い、資料13のとおり、国循の「病院機能評価事業」の認証を停止している。

イ その結果、国循は、特定機能病院として一部の診療報酬を受領できない状況に陥っている。

(4) 国循は医療事故の報告実績件数が0件

ア 平成27年10月から実施された医療事故調査制度は、医療法の「医療事故」（予期せぬ死亡事故、医療法6条の10及び同法施行規則1条の10の2）について、すべての医療機関が一般社団法人日本医療安全調査機構へ医療事故を報告する義務がある。しかし、資料14の「大規模病院、実態調査を医療事故調査で市民団体」のとおり、大規模医療機関ほど、医療事故の報告実績がないことが指摘され、日本医療安全調査機構も問題視し、現在、社会問題化している。

イ 我が国の医療安全の向上施策の中核は、全国の医療機関が医療事故の原因及び再発防止対策等の情報を共有化することで、類似の医療事故の再発を防止することにある。よって、医療法の「医療事故」のみならず、ひいては「医療事故」の原因となり得る「事故等事案」（医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号（事故等報告書の作成義務）において定義される事故）及び医薬品医療機器法の「処方薬物の副作用」の報告義務が、我が国の医療安全の向上には必須事項である。

ウ しかし、国循は、資料15の「平成30年度第1回医療安全監査委員会資料（死亡患者報告）」のとおり、2017年度の1年間でも院内の死亡患者数が177人もありながら、しかも、20・30・40才代でも1年間の院内死亡患者数が20人以上いるにもかかわらず、すべてが「予期した死亡事故」として、日本医療安全調査機構への医療事故の報告を1件も行っていない。そして、平成27年10月の医療事故調査制度の開始以来、国循は「医療事故」の報告を1件も行っていない。

(5) ベンゾジアゼピン系薬物による「事故等事案」の報告義務の不履行

ア ベンゾジアゼピン系薬物とは、抗不安薬又は睡眠薬と呼ばれる向精神薬であり、資料16の「国連麻薬統制委員会の2010年次報告書」において、「日本



では不適切なベンゾジアゼピンの処方がある」と指摘され、世界でも1位又は2位と言われるほど、国内でベンゾジアゼピンの大量処方が継続している。そして、ベンゾジアゼピンは、「薬物依存及び離脱症状」等の重い副作用があり、自死の原因薬物となっていることも指摘されている。しかし、医療者がベンゾジアゼピンの副作用を「原疾患」と混在させて、事故報告を怠っているため、現在も、副作用情報の共有化が進んでいない。

イ 国循は、ベンゾジアゼピンによる医療過誤事故を引き起こし、医療過誤裁判で複数の注意義務違反及び損害賠償命令の判決（名古屋高等裁判所（平成30年6月28日判決言渡 平成29年（ネ）第322号損害賠償請求控訴事件））が確定しながら、「我々の考えは、確定判決の考えと異なり、医療事故とは考えていないので、医療法及び医薬品医療機器等法の報告はしない。」として、公益財団法人日本医療機能評価機構への報告義務を怠っている。

2. 当会が監督行政庁に抗議した事実

- (1) 当会は、2020年11月14日、国循において多数の不正事件を発生させた責任者である小川久雄理事長が熊本大学の学長に就任することへの抗議書として、資料17の「熊本大学次期学長に国立循環器病研究センターの小川久雄理事長の就任予定に対する抗議書」を、熊本大学の前学長の原田信志様及び学長選考会議、文部科学省高等教育局長の伯井美德様、厚生労働省研究開発振興課長の笠松淳也様及び国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会、並びに公益財団法人日本医療機能評価機構理事長の河北博文様へ送付した。
- (2) しかし、現実には、資料18の「第14代熊本大学長就任のご挨拶 熊本大学」のとおり、小川久雄氏が熊本大学の新学長に就任した。

3. 当会の考え

- (1) 国立循環器病研究センターは、特に、国税が投入された国立研究開発法人として全国の医療機関の「手本」となるべき医療機関でありながら、医療過誤事故訴訟の確定した司法判決に従わず、「我々の考えは、確定判決の考えと異なり、医療事故とは考えていないので、医療法及び医薬品医療機器等法の報告はしない。」などとして、「医療事故及び事故等事案」の報告を怠り、司法権の否定さえ犯している。現状、国循は、多数の不正事件があり、我が国の「循環器病の総本山」ではなく、「医療事故隠しの総本山」となっている。



- (2) 同様に、全国の医療機関において、特に、大規模病床の医療機関において、「医療事故及び事故等事案」並びに「処方薬物の副作用」の隠蔽が堂々を行っている実態が存在する。
- (3) したがって、多数の不正事件を引き起こしている国循の総責任者として、小川久雄前国循理事長は、その責任を取らなければならず、熊本大学の学長としてふさわしくない。

草々

附属資料

- 1 「国立循環器病センター入札不正事件 元部長らに有罪判決」
- 2 「官製談合の国循元部長に2審も有罪判決 大阪高裁」
- 3 「倫理委通さず研究、論文投稿の不正行為 国立循環器病研究センター」
- 4 「国立研究開発法人国立循環器病研究センター 平成30事業年度業務実績評価書」
- 5 「新たに2論文でもねつ造・改ざん 臨床研究中止に」
- 6 「阪大・国循の元医師、がん論文不正新たに2本…実験グラフに捏造や改ざん」
- 7 「論文不正、先進医療の臨床研究を中止 国循・阪大が発表」
- 8 『「医師が論文5本で捏造や改ざん」阪大と国循が発表』
- 9 『「先進医療の中止も想定」 阪大の研究不正で国審査部会』
- 10 「三重大医学部附属病院の元教授 第三者供賄の疑いで逮捕」
- 11 『「華麗な経歴「カリスマ」 三重大元教授逮捕、資金集めに疑問も』
- 12 「病院機能評価認定に関する運用要領」
- 13 「病院機能評価結果の情報提供（国循）」
- 14 「大規模病院、実態調査を 医療事故調査で市民団体」
- 15 「平成30年度第1回医療安全監査委員会資料（死亡患者報告）」
- 16 「国連麻薬統制委員会の2010年次報告書」
- 17 「熊本大学次期学長に国立循環器病研究センターの小川久雄理事長の就任予定に対する抗議書」
- 18 「第14代熊本大学長就任のご挨拶 熊本大学」

以上